

小規模貯水槽水道のしおり



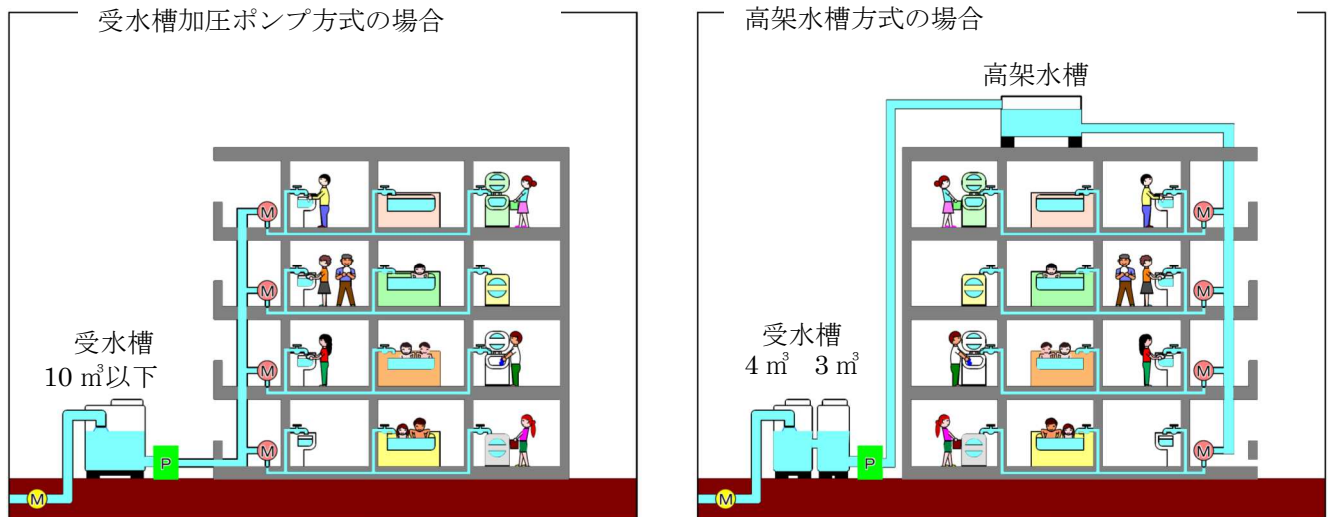
令和 3年4月

飯塚市企業局 上水道課

小規模貯水槽水道とは

上水道から供給される水だけを水源として、その水をいったん受水槽に貯めた後、飲用水として利用する施設のうち、受水槽の有効容量が10 m³以下の施設を「小規模貯水槽水道」といいます。（有効容量が10 m³を超える施設は「簡易専用水道」といいます。）

しかし、まったく飲み水として使用しない工業用水や消防用水などは、小規模貯水槽水道ではありません。



※受水槽を経由することなく直接受水する場合を除き、高架水槽は有効容量に含めません。

衛生管理の方法

(1) 水槽の清掃

水槽の掃除は、毎年1回以上定期に行いましょう。

受水槽清掃業者一覧表

清掃業者名	所在地	電話番号
(株)エコファイブ	飯塚市立岩 1077 番 222	0948-26-7775
(株)ウシジマ	飯塚市椋本 69 番地 1	0948-26-5221
(株)佐藤建設	飯塚市椋本 66 番地 1	0948-43-4400
福寿商会	飯塚市横田 350 番 17	0948-25-0760
(株)三信ビル管理	飯塚市鯉田 2293 番地	0948-22-0098
新日本管財(株)	飯塚市片島二丁目 19 番 6 号	0948-29-2111
(有)筑豊美装	飯塚市伊川 1253 番地 1	0948-22-5784
(株)トキワビル商会	飯塚市花瀬 32 番地 1	0948-22-1718
福岡中央ビル管理(協)	飯塚市柏の森 600 番地 2	0948-24-7894

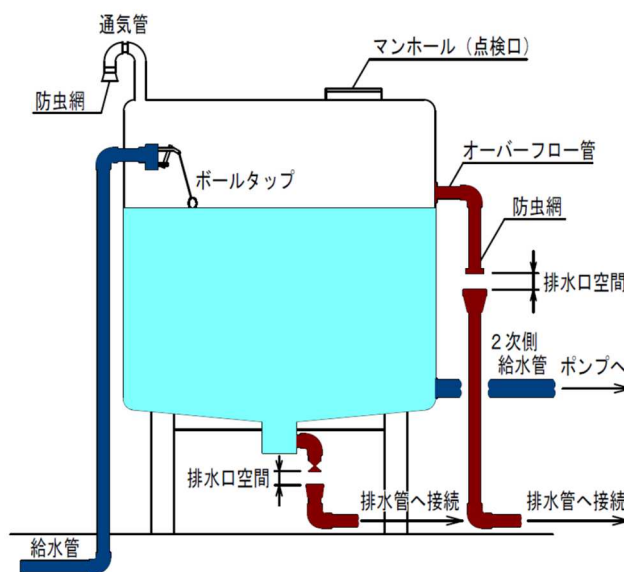
※令和 3年 現在、飯塚市に登録してある受水槽清掃業者の内、市内の業者のみ記載しています。

(2) 施設の点検等

水槽の点検を行い、有害物、汚水等により水が汚染されるのを防止するための措置を講じましょう。

☆点検のポイント

- ・水槽の周囲は、清潔ですか。
- ・水槽に破損や亀裂はありませんか。
- ・水槽周囲に汚染の原因となるものは置いていませんか。
- ・水槽の蓋は、密閉され、きちんと鍵がかかっていますか。
- ・水槽内に沈殿物や堆積物はありませんか。
- ・オーバーフロー管や通気管に防虫網はついていませんか。また、破損していませんか。



(3) 水質の確認

給水栓（水道蛇口）における水の色、濁り、臭い、味を確認して下さい。

異常を認めた場合は、水質基準のうち必要な項目について水質検査を行って下さい。

※ 異常があった場合、その原因として次のようなことが考えられます。

- ・色がついた水が出る。
 - 赤い水 鉄製の水槽や鉄管の腐食。
 - 青い水 銅製の水槽や銅管の腐食。
 - 白い水 空気（気泡）の混入、亜鉛メッキ銅管の腐食。
- ・濁った水 水槽内が汚れている。
- ・臭いがある 水槽内が汚れている、水槽内に汚染物質が混入している。
- ・味がある 水槽内が汚れている、給水管等の腐食。

法定検査について(小規模貯水槽水道は、簡易専用水道に準じてお願いします。)

簡易専用水道の設置者は、**毎年1回以上定期**に、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して検査を受けなければなりません。(水道法第34条の2第2項)

主な検査項目は次のとおりです。

① 施設の外観検査

受水槽、高置水槽及びその周辺の状況を検査します。

② 水質検査

給水栓から出る水について、臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の有無を検査します。

③ 書類検査

水槽の掃除記録等の検査

施設の検査結果については、検査を受けた登録検査機関に報告の代行を依頼して下さい。ただし、検査機関から、特に衛生上問題がある旨の指摘を受けた場合は、速やかに「**飯塚市企業局 上水道課**」に報告して下さい。

連絡先 飯塚市企業局 上水道課 給水係

TEL 0948-22-0380 (内線 2222)

E-mail j-kanri@city.iizuka.lg.jp

検査機関一覧表 (抜粋)

名 称	検査を行う事業所の所在地	電話番号
公益社団法人 北九州市薬剤師会	北九州市八幡東区祝町 2-13-26	093-651-2255
公益社団法人 北九州生活科学センター	北九州市戸畑区中原新町 1-4	093-881-8282
日東化学工業株式会社	北九州市小倉南区徳吉東 4-9-1	093-451-2711
公益財団法人 北九州市環境整備協会	北九州市戸畑区新池 1-2-1	093-882-3800
株式会社 環境分析技術センター	筑紫野市むさしヶ丘一丁目 23 番 16 号	092-929-4122
公益財団法人 福岡市水道サービス公社	福岡市博多区博多駅前一丁目 28 番 15 号	092-471-0204

※令和 3 年 4 月 5 日 現在、厚生労働省のホームページに記載してある検査機関です。

(関係法令抜粋)

水道法施行規則

第四章 簡易専用水道

(管理基準)

第五十五条 法第三十四条の二第一項 に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期に、行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令 の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第五十六条 法第三十四条の二第二項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。

水道法

第四章の二 簡易専用水道

第三十四条の二 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

第七章 罰則

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条第一項（第十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により認可に附せられた条件に違反した者
- 二 第十三条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して水質検査又は施設検査を行わなかつた者
- 三 第二十条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 四 第二十一条第一項（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 五 第二十二条（第三十一条及び第三十四条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 六 第二十九条第一項（第三十条第二項において準用する場合を含む。）の規定により認可に附せられた条件に違反した者
- 七 第三十二条の規定による確認を受けないで専用水道の布設工事に着手した者
- 八 第三十四条の二第二項の規定に違反した者

※注意事項

- ※ 受水槽の容量等を変更又は廃止した場合は、下記へ変更届及び廃止届を提出して下さい。
- ※ 施設の売却等により所有者及び管理者を変更した場合は、下記へ変更届を提出して下さい。

※小規模貯水槽水道について

- ※ 受水槽の有効容量が 10 トン以下のものを小規模貯水槽水道といたします。
- ※ 小規模貯水槽水道は、この「小規模貯水槽水道のしおり」に準じて管理して下さい。
- ※ 厚生労働大臣指定機関による検査もできるだけ受験して下さい。

ご不明な点がありましたら下記へ連絡して下さい。

問合せ先 : 飯塚市企業局 上水道課給水係
TEL : 0948-22-0380 (内線 2221・2222)
E-mail : j-kanri@city.iizuka.lg.jp